

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第10回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成18年10月30日（月）10:00～11:05

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，坂井靖，田辺 誠（委員長），仲家暢彦，二國則昭（敬称略）

（庶務）藤本広島高裁総務課長，山本広島高裁総務課課長補佐

（説明者）大段広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過報告及び資料説明

ア 第21回，第22回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事要旨について

イ 第9回広島地域委員会の議事要旨について

ウ 平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報について

エ 席上配布資料について

(2) 審議

平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 次回以降の予定等について

5 議事

(1) 経過報告及び資料説明

庶務から、次のとおり、報告及び説明があった。

ア 第21回、第22回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事要旨について

第21回、第22回下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の議事要旨について説明があった。

イ 第9回広島地域委員会の議事要旨について

第9回広島地域委員会の議事要旨を確定した旨の報告があった。

ウ 平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報について

第9回広島地域委員会で決められたとおり、検察庁及び弁護士会に対して、受付期間を10月23日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）として情報収集の周知依頼を行ったところ、同日までに情報が寄せられ、さらに、同日以降にも情報が寄せられた旨の報告があった。

エ 席上配布資料について

席上配布資料についての説明があった。また、これに併せて、検察官から甲検察庁次席検事あてに提出された報告書を取りまとめた形での情報（以下「情報A」という。）が甲検察庁から寄せられたこと、これに関して、甲検察庁の事務方から庶務あてに、「広島地域委員会からの依頼に基づく情報提供が、次席検事あてに提出されてきているのだが、どう取り扱えばよいか。」との問い合わせがあり、庶務から、「組織的に取りまとめられた情報は、依頼した形式に反しており、適格であるとはいえないので、情報を提供した検察官に対して、当地域委員会に提供すべき情報だと考えるならば当地域委員会の庶務あてに直接に送付するようお伝え願いたい。」旨を答えたこと、しかし、受付最終日に取りまとめた形での情報が寄せられたので、念のため庶務から甲検察庁の事務方に対して再度同じ内容を伝えたこと、その後、甲検察庁あてに提出された報告書の作成者のうち一部の者から直接に当地域委員会あて

に情報（以下「情報B」という。）が寄せられたことが報告された。

（なお、情報A及び情報B以外の情報を、以下「情報C」という。）

(2) 審議

平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

寄せられた情報の取りまとめについては、次のとおりとされた。

ア 情報B及び情報Cについては、指名諮問委員会に送付する。

イ 情報Aについては、情報としては取り扱わないが、情報Bが寄せられた経緯を分かりやすくし、その情報としての適格性を判断するための資料として指名諮問委員会に送付する。

ウ 指名諮問委員会に送付するに当たっては、庶務から報告のあったような経過説明を付記する。

エ 組織的な情報の取りまとめは相当ではないという指名諮問委員会の考え方を弁護士会に対しては注意喚起していたところであり、今回、検察庁からこのような形で情報が寄せられたことは適切ではなく、今後、検察庁に対しても弁護士会に対するのと同様に注意喚起することも考えられる旨を付記する。

オ 指名諮問委員会に送付する際の説明等の具体的な表現ぶりについては、委員長に一任する。

(3) 次回以降の予定等について

ア 12月8日に指名諮問委員会が開催され、平成19年2月から9月までの再任（判事任命）候補者と同年4月期の弁護士任官候補者について審議される予定である旨、庶務から説明があった。

イ 現時点では、本日の議事以外に、当地域委員会への特別な要請がないため、次回期日は迫って指定されることとなった。

（以 上）